

千葉市物品入札参加資格要件審査委員会要綱

(設置)

第1条 本市は、千葉市物品入札参加資格要件審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱における物品の調達契約は、千葉市物品会計規則（昭和52年規則第49号）に定めるもののうち、調達主管課長として財政局資産経営部契約課長が行う物品の調達契約とする。ただし、委員会に審議依頼がなされたものについては、この限りでない。

(所掌事務)

第3条 委員会は、1件あたりの予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の物品の調達契約であるものについて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札における入札参加資格要件に関すること。
- (2) 指名競争入札における指名業者の選定及び入札参加資格要件に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市長の指定する副市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長である副市長以外の副市長
- (2) 総務局長
- (3) 総合政策局長
- (4) 財政局長
- (5) 環境局長
- (6) 財政局財政部長
- (7) 財政局資産経営部長
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が指定する者

(職務)

第5条 委員会の委員長は、会務を総理する。

2 委員会の委員長に事故があるときは、委員長である副市長以外の副市長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ説明を求めることができる。
- 5 委員長は、急施を要し、又は委員会の会議を開く暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局資産経営部契約課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年5月1日から施行する。
- 2 千葉市物品指名業者選定審査会要綱（平成3年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。